



埼玉県報

第 740 号
令和 8 年(2026 年)
7 月 28 日
火曜日

目 次

告示

- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（入札審査課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 埼玉県公立高等学校入学者選抜に係る電子出願システム導入及び運用・保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示（高校教育指導課）
- 空調ベストの製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 録音・録画装置の購入に関する入札公告（会計課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示(病虫害防除所)
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和九年度及び令和十年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 業種区分

業種区分は、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売
- (2) 物品の賃貸
- (3) 物品の買受け
- (4) 印刷の請負
- (5) 電子計算に関する業務
- (6) 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
- (7) 建築物の管理に関する業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から3年を経過しない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ その他契約の相手方として不適当と認められる者

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力等に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの3等級に区分して定める。

- (2) 個々の履行能力等の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

ア 売上額

イ 経営規模

(ア) 自己資本の額

(イ) 機械装置の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）

(ウ) 従業員の数

ウ 経営状況

(ア) 流動比率

(イ) 経営資本回転率

エ 従業員1人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）

オ 営業期間

カ ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、借入れ及び売払いに関する契約に係る資格審査については除く。）

キ 障害者雇用状況

ク SDGs等の取組

(3) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。

ア 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業品目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者

イ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 資格審査の申請日時点において次に掲げる税を滞納している者

(ア) 埼玉県法人県民税

(イ) 埼玉県法人事業税

(ウ) 埼玉県個人県民税

(エ) 埼玉県個人事業税

(オ) 消費税

(カ) 地方消費税

4 資格審査の申請方法

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。

(2) 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、アに掲げる提出書類にあつては申請者が行う法人番号等の提供により、オに掲げる提出書類にあつては申請者の同意により、県が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。

ア 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

イ 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）

ウ 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後1年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

エ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）

オ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税及び事業税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

5 電子申請等に用いる言語等

- (1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれら以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

- (2) 電子申請の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

6 資格審査の申請受付期間

- (1) 定期受付

令和8年9月7日から同年11月13日まで

- (2) 随時受付

令和9年4月5日から令和11年2月5日まで

7 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

8 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知する

ものとする。

9 資格の有効期間

(1) 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(2) 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格者として物品等競争入札参加資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和11年3月31日までとする。

なお、資格登録日から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

10 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は代理人
- (3) 所在地（代理人の所在地を含む。）
- (4) 資本金
- (5) 登録、免許、許可等に関する事項

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 2(1)ア又は(2)のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- (3) 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

12 資格の更新手続

資格の更新手続については、令和10年度中に別に告示する。

13 その他

この告示に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

告 示

埼玉県告示第五百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

海老原 悟志	持田 潮帆	石川 匡洋	島村 知仁	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	じん臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
眼科	眼科	人工透析内科	脳神経外科	診療科名
医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	草加市立病院	医療法人社団やよい会 草加・見沼代親水公園腎 透析クリニック	医療法人英琳会 上尾 ふじなみ診療所	医療機関の名称
五 八潮市南川崎八百四十	一 草加市草加二―二十一	二―一 草加市遊馬町中沼百十	一 二 上尾市藤波三―三百三	医療機関の所在地
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年五月一日	令和八年四月一日	指定年月日

山崎 駿	視覚障害	眼科	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四― 二千六百九十二―一	令和八年六月十一日
久米川 浩一	視覚障害	眼科	しらさき眼科医院	北足立郡伊奈町大針八 百四十七―一	令和八年六月十一日
水野 文恵	聴覚障害	耳鼻咽喉科	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町三―十七	令和八年六月十一日
田中 泰彦	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	耳鼻咽喉科	たなか耳鼻咽喉科	久喜市久喜東一―十六 ―三十二	令和八年六月十一日
捨田利 慧	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	耳鼻咽喉科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	令和八年六月十一日

住吉 京子	白井 恭吾	桑澤 徹	小出 暢章
平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	平衡機能障害、肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
脳神経外科	脳神経内科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
草加市立病院	学校法人北里研究所 北里大学メディカルセンター	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構 埼玉県 立がんセンター
草加市草加二―二十一―一	北本市荒井六―百	新座市東北一―七―二	北足立郡伊奈町小室七百八十
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

松本 昌泰	高田 能行	西川 愛子	丸木 秀行	大西 由紀
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	そしやく機能障害
脳神経外科	脳神経外科	小児科	整形外科	リハビリテーション科
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済 生会加須病院	社会福祉法人埼玉医療 福祉会 丸木記念福祉 メデイカルセンター	医療法人社団東光会 戸田中央リハビリテーション ヨン病院
新座市東北一―七―二	入間郡三芳町藤久保九 百七十四―三	加須市上高柳千六百八十	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	戸田市新曽南四―一― 二十九
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

畠 山 昌 樹	高 田 秋 人	原 貴 行	朝 田 淳 史	渡 部 一 之
肢 体 不 自 由	肢 体 不 自 由	肢 体 不 自 由	肢 体 不 自 由	肢 体 不 自 由
整 形 外 科	整 形 外 科	脳 神 経 外 科	整 形 外 科	整 形 外 科
医療法人社団 慶城会 なすはらクリニック	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	埼玉医科大学国際医療 センター	医療法人三愛会 埼玉 みさと総合リハビリテー ション病院	医療法人社団一真会 わたなべ整形外科
深谷市岡二千七百五十 七―三	富士見市鶴馬千九百六 十七―一	日高市山根千三百九十 七―一	三郷市新和五―二百七	富士見市鶴馬二―二十 ―八
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

鯨岡 裕史	黒木 秀仁	鈴木 章仁	市川 裕一	三浦 正敬
心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
循環器内科	心臓血管外科	整形外科	整形外科	整形外科
草加市立病院	草加市立病院	社会医療法人ジャパンメ ディカルアライアンス 東埼玉総合病院	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	社会医療法人 熊谷総 合病院
草加市草加二―二十一 ―一	草加市草加二―二十一 ―一	幸手市吉野五百十七― 五	戸田市本町一―十九― 三	熊谷市中西四―五―一
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

神田 祥一郎	迎 洋輔	岩 崎 康展	堂 前 圭太郎	阿 部 貴行
じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
小児科	心臓血管外科	内科	心臓血管外科	心臓外科
埼玉医科大学病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 所沢美原総 合病院	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	埼玉医科大学国際医療 センター	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構 埼玉県 立循環器・呼吸器病セン ター
入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	所沢市美原町二―二千 九百三十四―三	吉川市平沼百十一	日高市山根千三百九十 七―一	熊谷市板井千六百九十 六
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

原 丈介	徳田 和恵	金子 美和	大橋 敦希	横井 陽子
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
呼吸器内科	呼吸器内科	腎臓内科	腎臓内科	腎臓内科
埼玉医科大学病院	深谷赤十字病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 新久喜総合 病院	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院
入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	深谷市上柴町西五―八 ―一	久喜市上早見四百十八 ―一	蓮田市本町三―十七	志木市上宗岡五―十四 ―五十
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

川端 慧	中島 英	渡邊 浩祥	山本 美暁	高森 幹雄
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害、免疫機能障害
泌尿器科	泌尿器科	内科	呼吸器内科	呼吸器内科
深谷赤十字病院	医療法人 埼玉成恵会 病院	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院
深谷市上柴町西五―八 ―一	東松山市石橋千七百二十一	吉川市平沼百十一	上尾市柏座一―十一―十	上尾市柏座一―十一―十
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

内田 義人	立花 慎吾	力石 健太郎	吉岡 駿佑	白井 順也
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
消化器内科・肝臓内科	外科	消化器外科	泌尿器科	消化器外科
埼玉医科大学病院	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	志木市上宗岡五―十四―五十	所沢市若狭二―千六百七十一	狭山市入間川二―三十―七―二十	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三
令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日	令和八年六月十一日

守屋 尚
肝臓機能障害
消化器内科
社会医療法人壮幸会 行田総合病院
行田市持田三百七十六
令和八年六月十一日

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

橋本 博子	榛沢 理	伊藤 祐輔	澤田 泰宏	小嶋 健太郎	医師の氏名
じん臓機能障害	呼吸器機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	視覚障害	指定障害区分
医療法人秀和会 秀和総合病院	医療法人秀和会 秀和総合病院	医療法人秀和会 秀和総合病院	国立障害者リハビリテーションセン ター病院	しらさき眼科医院	医療機関の名称
春日部市谷原新田千二百	春日部市谷原新田千二百	春日部市谷原新田千二百	所沢市並木四―一	北足立郡伊奈町大針八百 四十七―一	医療機関の所在地
令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日	辞退年月日

森川 一夫	佐藤 武文	大前 由紀雄	早川 富雄	泉 亮良	田崎 新資
肢体不自由	肢体不自由	聴覚機能障害、平衡 機能障害、音声・言 語機能障害、そし や機能障害	肢体不自由	肢体不自由	じん臓機能障害
森川整形外科医院	埼玉県総合リハビリテ ーションセンター	医療法人尚寿会 大生 水野クリニック	医療法人尚寿会 狭山 尚寿会病院	埼玉医科大学病院	防衛医科大学校病院
熊谷市万吉二千百八十四―一	上尾市西貝塚百四十八―一	狭山市水野四十九―十九	狭山市水野六百	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	所沢市並木三―二
令和八年四月十七日	令和八年三月三十一日	令和七年一月三十一日	令和七年一月三十一日	令和八年四月九日	令和八年四月八日

小林 宏一	呼吸器機能障害	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	吉川市平沼百十一	令和八年三月三十一日
田村 潮	肢体不自由、ぼうこ う又は直腸機能障 害、小腸機能障害、 肝臓機能障害	よつば在宅クリニック 和光	和光市本町一―十七齋藤ビル四階	令和八年六月三十日
近藤 宏治	肢体不自由	北里大学メディカルセ ンター	北本市荒井六―百	令和八年六月三十日
百武 佑理	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 肢体不自由	北里大学メディカルセ ンター	北本市荒井六―百	令和八年六月三十日
大木 幹文	聴覚機能障害、平衡 機能障害、音声・言 語機能障害、そしや く機能障害	医療法人社団鴻愛会 こののす共生病院	鴻巣市上谷二千七十三―一	令和八年三月三十一日

渡辺 恭孝	鳥谷部 真史	吉田 誠吾	村上 結香	山本 亮	崎元 丹
呼吸器機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	視覚障害	じん臓機能障害	視覚障害
がんセンター 地方独立行政法人埼玉 県立病院機構埼玉県立	医療法人社団真誠の樹 はなさき診療所	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	社会医療法人 熊谷総 合病院	小川赤十字病院
北足立郡伊奈町小室七百八十	加須市花崎北一―十六―七	吉川市平沼百十一	上尾市柏座一―十一―十	熊谷市中西四―五―一	比企郡小川町小川千五百二十五
令和八年三月三十一日	令和七年十月一日	令和八年五月十三日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年一月十三日

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県公立高等学校入学者選抜に係る電子出願システム導入及び運用・保守等
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課入学者選抜・教員研修担当 埼玉県さ
いたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年5月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム研究所 福井県福井市御幸2丁目17番25号

5 落札金額

41,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月7日

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

空調ベストの製造請負 2,151着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和8年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号

5 落札金額

68,687,883円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和8年4月24日

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

録音・録画装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和9年3月26日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2248

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書等の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課指導第二係 中山 電話048-832-0110 内線4043

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月 14 日（月）午前 9 時 50 分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 9 月 14 日（月）午前 9 時 50 分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和 8 年 9 月 14 日（月）午前 10 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年9月4日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年9月4日（金）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を受けなければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年8月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of (roof-mounted) Video Recording Devices
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. September 14, 2026 By mail; 5:00 p.m. September 11, 2026 In person; 9:50 a.m. September 14, 2026
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2248

告 示

埼玉県病害虫防除所長告示第一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和八年二月九日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七十一号	肥料の種類	菌体りん酸肥料	肥料の名称	システム大地恵（めぐみ）	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
	埼玉県第七十二号	菌体りん酸肥料	システム大地豊（ゆたか）	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目二番二十号	

告示

埼玉県病害虫防除所長告示第二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	埼玉県第六六七号	肥料の種類	乾燥菌体肥料	肥料の名称	メイジ乾燥菌体肥料	保証成分量 （％）その他規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	令和十一年三月十六日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	株式会社明治 東京都中央区京橋二丁目二番一号
登録番号	埼玉県第七〇一号	肥料の種類	乾燥菌体肥料	肥料の名称	彩土の輝き	保証成分量 （％）その他規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	令和十一年四月十三日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	株式会社湖池屋 東京都板橋区成増五丁目九番七号

埼玉県第 六七一号	埼玉県第 六二四号	埼玉県第 六七〇号	埼玉県第 六六九号
米ぬか油 かす及び その粉末	魚節煮か す	生石灰	消石灰
脱脂 米糠	9・ 0 千成魚 節煮か す	ネオシ ヨット RX	ネオシ ヨット
窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・五	窒素全量 九・〇	アルカリ分 七八・〇	アルカリ分 七五・〇
令和十四 年八月十 日	令和十四 年七月十 一日	令和十四 年四月二 十七日	令和十四 年四月二 十七日
築野食品工業株式 会社 和歌山県伊都郡 かつらぎ町大字 新田九十四番地	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区 神田富山町十番地 二	

告示

埼玉県病害虫防除所長告示第三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 四七九号	炭酸カルシウム肥料	菱光石灰工業株式会社 代表者の変更	変更前	水野 達郎 東京都千代田区神田富士町十番地二
埼玉県第 四八九号	消石灰			
埼玉県第 五〇〇号	生石灰			
埼玉県第 五二三号	消石灰			
埼玉県第 五九一号	消石灰			
埼玉県第 六四九号	生石灰	更 本社住所の変	変更後	小野 恭一 東京都豊島区西池袋三丁目二十八番十三号
埼玉県第 六六九号	消石灰			
埼玉県第 六七〇号	消石灰	ボーソー油脂株式会社 代表者の変更	変更前	金子 俊之
埼玉県第 六〇七号	米ぬか油かす及びその粉末		変更後	山口 龍也

告示

埼玉県病害虫防除所長告示第四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	埼玉県第 六六一号	埼玉県第 六六二号
肥料の種類	副産植物質 肥料	副産植物質 肥料
肥料の名称	副産植物質 肥料9・5 号	副産植物質 肥料10号
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 九・五	窒素全量 十・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地	

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡小鹿野町長留字横吹六一九番一 地先から同郡同町長留字南千束六八六 番三地先まで	秩父郡小鹿野町長留字池ノ入三七六番 地先から秩父市田村字深町一八九三番 一地先まで	区 間	
一五・四〇〃八一・四四	一三・一七〃四一・二三	敷地の幅員 (メートル)	
五七三・〇六	九四二・六〇	延長 (メートル)	
			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年七月二十三日

指令川建セ第〇七〇二〇二号

二 検査済証番号

令和八年七月二十三日

川建セ第〇八〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東三丁目十八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行